

説明案件第2号

# 北広島市都市計画課マスタープラン 策定専門委員会の設置について

---

北広島市企画財政部都市計画課

## 都市計画審議会条例より抜粋

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、**専門委員若干人を置くことができる。**

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

平成31年度

➤ 都市計画審議会

4回を予定（5月、9月、12月、2月）

➤ 策定専門委員会

5回を予定（6月、8月、10月、11月、1月）